

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年12月3日
【発行者名】	中銀アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 澤根 崇
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号
【事務連絡者氏名】	大賀 倫子 連絡場所 岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号
【電話番号】	086-224-5310
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	ちゅうぎん4資産バランスファンド<債券重視型>（愛称：ちゅうぎんカルテット） ちゅうぎん4資産バランスファンド<株式重視型>（愛称：ちゅうぎんカルテット）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初申込期間（2025年12月19日から2025年12月22日まで） 各ファンドにつき、50億円を上限とします。 (2)継続申込期間（2025年12月23日から2026年12月17日まで） 各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。 *なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

ちゅうぎん４資産バランスファンド<債券重視型>（愛称：ちゅうぎんカルテット）
 ちゅうぎん４資産バランスファンド<株式重視型>（愛称：ちゅうぎんカルテット）
 以上を総称して「当ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

以下の略称および愛称を用いることがあります。

ファンドの名称	略称	愛称
ちゅうぎん４資産バランスファンド<債券重視型>	債券重視型	ちゅうぎんカルテット
ちゅうぎん４資産バランスファンド<株式重視型>	株式重視型	ちゅうぎんカルテット

また、各ファンドに共通の内容はまとめて記載します。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。（当初元本は１口当たり１円です。）

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中銀アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド
 当初申込期間

50億円を上限とします。

継続申込期間

1,000億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】**当初申込期間**

受益権 1 口当たり 1 円とします。

継続申込期間

1 口当たりの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した 1 口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入る有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上 1 万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社につきましては、後記（８）[申込取扱場所]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

当初申込期間 2025年12月19日から2025年12月22日まで

継続申込期間 2025年12月23日から2026年12月17日まで

申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>**(9)【払込期日】**

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに、買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

取得申込を行った販売会社で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

なお、販売会社につきましては、前記(8)[申込取扱場所]に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

(11)【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

(12)【その他】

お申込みの際は、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」がありますが、お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとし、

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（１１）[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（１１）[振替機関に関する事項]に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

委託会社は、各ファンド金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/内外/資産複合」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式 債券
追加型投信	海外	不動産投信 その他資産 ()
	内 外	資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		なし
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オ ブ・ファンズ	
その他資産 (投資信託証券(資 産複合(株式・債 券)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行うため、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- (1) 単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- (1) 国内・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外・・・目論見書又は投資信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- (1) 株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) その他資産・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- (5) 資産複合・・・目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- (1) MMF（マネー・マネージメント・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2) MRF（マネー・リザーブ・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- (3) ETF・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- (1) インデックス型・・・目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 特殊型・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

[属性区分表の定義]

《投資対象資産による属性区分》

(1) 株式

一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2) 債券

一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。

(5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行う旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

(1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

(6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

(1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(7) 中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(8) アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(9) 中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(10) エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

(1) ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

(2) ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

(1) 為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

(2) 為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

(1) 日経225

(2) TOPIX

(3) その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- (1) ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2) 条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3) ロング・ショート型 / 絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4) その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記(1) から(3) に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

ファンドの特色

■各投資対象ファンドへの投資を通じて、主として国内外の株式・債券に実質的に分散投資します。

	株式	債券
国内	国内株式 ちゅうぎん日経225インデックス マザーファンド <small>対象指数 日経平均トータルリターン・インデックス*</small>	国内債券 MUKAM 日本債券インデックス ファンド2 (適格機関投資家限定) <small>対象指数 NOMURA-BPI 総合</small>
外国	外国株式 MUKAM 外国株式インデックス ファンド2 (適格機関投資家限定) <small>対象指数 MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円換算ベース)</small>	外国債券 MUKAM 外国債券インデックス ファンド2 (適格機関投資家限定) <small>対象指数 FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円換算ベース)</small>

*「日経平均トータルリターン・インデックス」は配当込みの日経平均株価(日経 225)の値動きを示します。

■株式と債券の比率が異なる、2つのコースからお選びいただけます。



基本組入比率	債券重視型	株式重視型
国内株式	15%	35%
外国株式	15%	35%
国内債券	35%	15%
外国債券	35%	15%

■各投資対象ファンドの組入比率は、上記を基本（「基本組入比率」といいます。）とし、資産毎に一定の許容変動幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本組入比率の見直しを行う場合があります。

■原則として、為替ヘッジは行いません。

投資対象ファンドの概要

ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド

基本方針	この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
委託会社	中銀アセットマネジメント

MUKAM 外国株式インデックスファンド2(適格機関投資家限定)

基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社

MUKAM 国内債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)

基本方針	この投資信託は、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社

MUKAM 外国債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)

基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社

<投資対象ファンドの対象指数(ベンチマーク)について>

- ・日経平均トータルリターン・インデックスとは、株式会社日本経済新聞社が2012年12月3日から算出・公表を開始した、配当を加味した日経平均株価の値動きを示す指数です。

また、日経平均株価とは、株式会社日本経済新聞社が発表している株価指標で、東京証券取引所プライム市場上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。1950年から算出が開始された、わが国の株式市場全体の動向を示す代表的な指標の一つです。「日経平均株価」および「日経平均トータルリターン・インデックス」(以下「日経平均株価」といいます。)は、株式会社日本経済新聞社によって独自に開発された手法によって、算出される著作物であり、株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」自体および「日経平均株価」を算定する手法に対して、著作権その他一切の知的財産権を有しています。

「日経」および「日経平均株価」を示す標章に関する商標権その他の知的財産権は、全て株式会社日本経済新聞社に帰属しています。当ファンドは、投資信託委託業者等の責任のもとで運用されるものであり、株式会社日本経済新聞社は、その運用および当ファンドの取引に関して、一切の責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」を継続的に公表する義務を負うものではなく、公表の誤謬、遅延または中断に関して、責任を負いません。株式会社日本経済新聞社は、「日経平均株価」の構成銘柄、計算方法、その他「日経平均株価」の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。
- ・MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)は、MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、米ドルベース)をもとに、三菱UFJアセットマネジメント株式会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・NOMURA-BPI総合とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき三菱UFJアセットマネジメント株式会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

(2) 【ファンドの沿革】

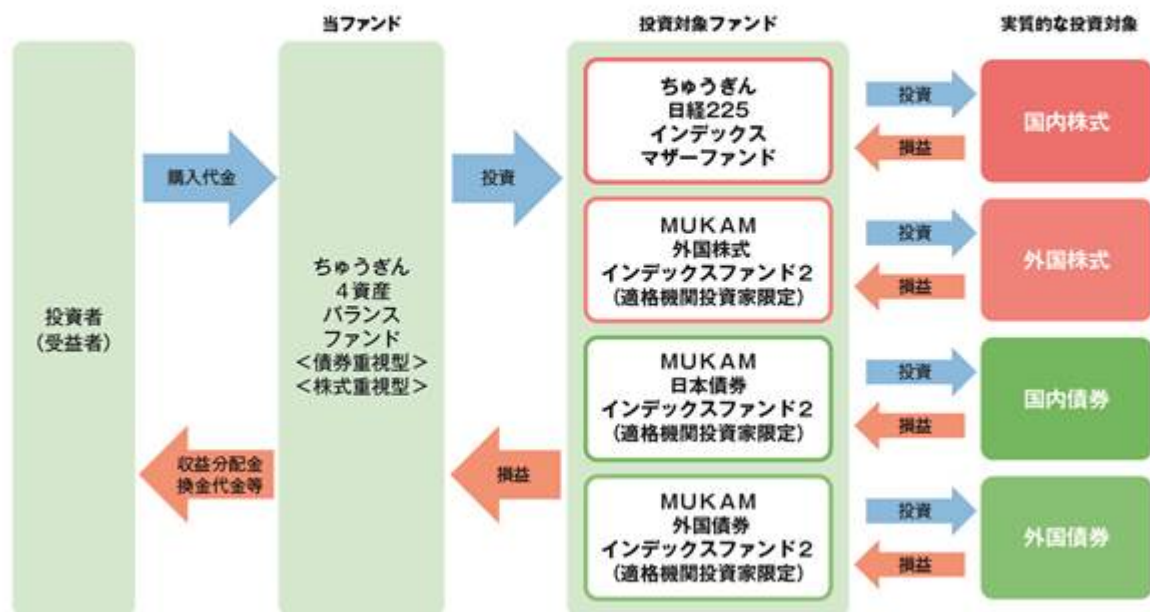
2025年12月23日 信託契約締結、設定、運用開始（予定）

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンド・オブ・ファンズ方式

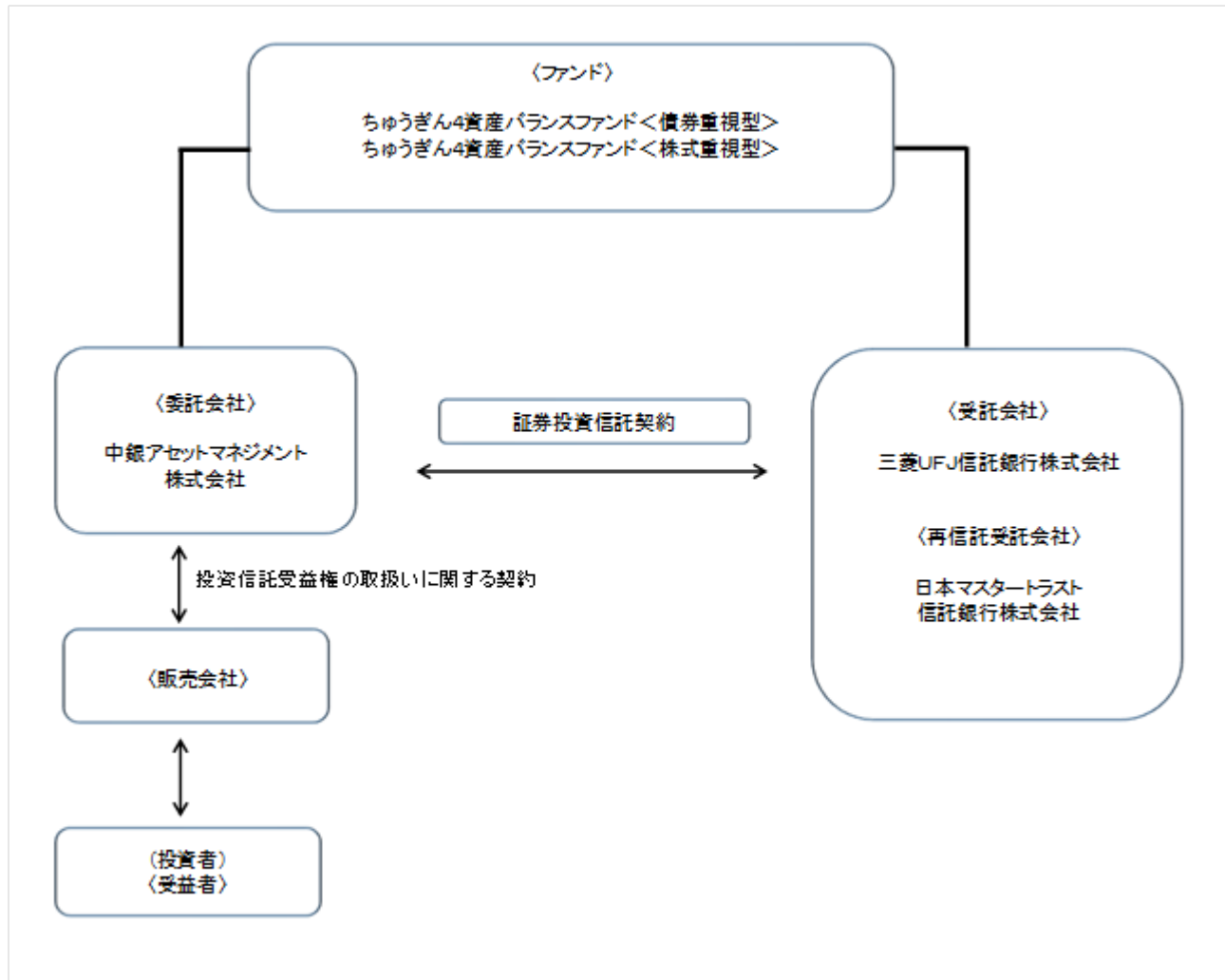
◆ ファンドの仕組み

運用は主に以下の投資対象ファンドへの投資を通じて、国内外の株式、債券に実質的に投資するファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



※投資対象ファンドは定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象とされていたファンドを除外したり、新たに投資対象としてファンドを追加する場合があります。

ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社 信託契約に基づき、信託財産の運用指図、信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金および解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 信託契約に基づき、信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱いに関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金および解約金の支払事務等を行います。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

イ．受託会社との信託契約

受託会社とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り信託契約を締結しております。

ロ．販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社は、販売会社に対し、次の業務を委託し、販売会社はこれを引き受けます。

- a．受益権の募集・販売の取扱い
- b．追加設定の申込受付事務
- c．受益者に対する収益分配金の再投資事務
- d．受益者に対する一部解約等の事務
- e．受益者に対する受益権の買取
- f．受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- g．受益者に対する運用報告書の交付
- h．その他前記の業務に付随する業務

販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

委託会社の概況（2025年9月末現在）

イ．名称

中銀アセットマネジメント株式会社

ロ．本店の所在の場所

岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号

ハ．資本金

1億2,000万円

ニ．委託会社の沿革

1987年11月9日	「中銀投資顧問株式会社」設立(資本金5,000万円)
1988年2月12日	投資顧問業者登録(中国財務局長第7号)
1988年10月1日	増資の実施(新資本金1億2,000万円)
1989年12月18日	投資一任契約に係る業務の認可(大蔵大臣第142号)
2002年6月28日	商号を「中銀アセットマネジメント株式会社」に変更
2002年9月9日	運用コンサルタント業務・投資信託の評価情報提供業務の兼業承認(中国財務局長第310号)
2005年8月29日	外国為替運用業務兼業承認(中国財務局長第311号)
2007年9月30日	金融商品取引業者登録(中国財務局長第10号)
2011年12月21日	投資信託委託業務届出
2017年8月7日	第二種金融商品取引業登録
2022年10月3日	株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループによる完全子会社化

ホ．大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
株式会社ちゅうぎんフィナンシャルグループ	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号	1,200株	100.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の成長を目指して運用を行います。

運用方法

イ．投資対象

別に定める投資信託証券（以下「投資対象ファンド」といいます。）を主要投資対象とします。なお、投資対象ファンドは、以下の指数に連動する投資成果を目標として運用するものとします。

国内株式：日経平均トータルリターン・インデックス

外国株式：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）

国内債券：NOMURA-BPI 総合

外国債券：FTSE 世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）

なお、投資対象ファンドは定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象とされていたファンドを除外したり、新たに投資対象としてファンドを追加する場合があります。

ロ．投資態度

a. 主として、投資対象ファンドへの投資を通じて、国内外の株式、債券に実質的な投資を行います。

b. 投資対象ファンドの受益証券の組入比率は、以下を基本（「基本組入比率」といいます。）とし、資産毎に一定の許容変動幅を設け、一定以上乖離した場合にはリバランスを行います。また、市況動向等の変化に応じて、当該基本組入比率の見直しを行う場合があります。

< 債券重視型 >

- ・国内株式：純資産総額の概ね15%程度とします。
- ・外国株式：純資産総額の概ね15%程度とします。
- ・国内債券：純資産総額の概ね35%程度とします。
- ・外国債券：純資産総額の概ね35%程度とします。

< 株式重視型 >

- ・国内株式：純資産総額の概ね35%程度とします。
- ・外国株式：純資産総額の概ね35%程度とします。
- ・国内債券：純資産総額の概ね15%程度とします。
- ・外国債券：純資産総額の概ね15%程度とします。

c. 投資信託証券への投資割合は、原則として高位を維持します。

d. 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

e. 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。

「別に定める投資信託証券」とは、国内外の株式、債券に実質的な投資を行う次に掲げる投資信託証券をいいます。

親投資信託 ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド

追加型証券投資信託 MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）

追加型証券投資信託 MUKAM 日本債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）

追加型証券投資信託 MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

イ．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a．有価証券
- b．金銭債権
- c．約束手形

運用の指図範囲

イ．有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、運用方法で定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- a．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- b．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- c．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、bの証券の性質を有するもの
- d．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいい、振替受益権を含みます。）
- e．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- f．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、aの証券を以下「公社債」といい、dおよびeの証券を以下「投資信託証券」といいます。公社債にかかる運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

ロ．金融商品

委託会社は、信託金を、イに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

八．特別な場合の運用指図

イの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) 投資対象ファンドの概要

名称	ちゅうぎん日経225インデックスマザーファンド
基本方針	この投資信託は、日経平均トータルリターン・インデックスの動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄（採用予定を含みません。）を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、日経平均トータルリターン・インデックスに採用されている銘柄（採用予定を含みません。）を主要投資対象とします。 運用の効率化を図るため、有価証券先物取引等を利用します。 追加設定、解約の申込がある場合には、指数への連動性を高めるため、当該申込約定日の翌営業日に追加設定申込金額と解約申込金額の差額分と同額程度の株価指数先物取引の買建、転売または現物株式の売却を行うことがあります。このため、現物株式の組入総額と株価指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。 株式の組入比率は高位を保ちます。 株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。 資金動向や市況動向等によっては、上記のような運用が行われない場合があります。
主な投資制限	株式への投資割合には制限を設けません。 投資信託証券（上場投資信託証券等を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行いません。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
信託期間	無期限
決算日	毎年2月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	分配は行いません。
購入時手数料	ありません。
運用管理費用（信託報酬）	ありません。 売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
信託財産留保額	ありません。
委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 （再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

名称	MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	外国株式インデックスマザーファンド（以下マザーファンドといいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く先進国の株式に直接投資することがあります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として対象インデックスに採用されている株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合に制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	2018年3月16日から2028年5月12日
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
購入時手数料	ありません

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.165%(年率0.15%(税抜))
信託財産留保額	ありません
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

名称	MUKAM 日本債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
基本方針	この投資信託は、NOMURA - B P I 総合と連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本債券インデックスマザーファンド（以下マザーファンドといたします。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の公社債に直接投資することがあります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として対象インデックスに採用されている公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への投資は行いません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	2018年3月16日から2028年5月12日
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

購入時手数料	ありません
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.11%(年率0.10%(税抜))
信託財産留保額	ありません
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

名称	MUKAM 外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)
基本方針	この投資信託は、FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	外国債券インデックスマザーファンド(以下マザーファンドといいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資することがあります。
投資態度	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。 マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
マザーファンドの投資態度	主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 有価証券先物取引等を行うことができます。 スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
信託期間	2018年3月16日から2028年5月12日
決算日	毎年5月12日(休業日の場合は翌営業日)

収益分配方針	毎計算期末に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。 収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
購入時手数料	ありません
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.132%(年率0.12%(税抜))
信託財産留保額	ありません
委託会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

（３）【運用体制】

運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用体制等につきましては、2025年9月末現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

毎年9月17日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ．分配対象収益の範囲

経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配にあてなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。（基準価額水準や市場動向等により変更する場合があります。）

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の交付

イ．分配金受取コースの場合、収益分配金は、決算日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

ロ．分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で全額を申込手数料なしで再投資いたします。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産への直接投資は行いません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

投資信託証券を通じて行う場合において、デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

一般社団法人投資信託協会規則に規定する一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率が、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

資金の借入れ

イ．委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

ロ．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ．収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ．借入金の利息は、信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

当ファンドは、実質的に国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者のみなさまに帰属します。

投資リスク

イ．株価変動リスク

株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。

当ファンドが実質的に投資する株式の価格が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

ロ．金利変動リスク

債券の価格は、一般に金利が上昇した場合は下落します。金利は、金融・財政政策・市場の需給等の影響を受け変動します。

当ファンドが実質的に投資する債券の価格が下落した場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

ハ．為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨の円に対する為替相場の影響を受け変動します。

当ファンドが実質的に保有する外貨建資産について、当該外貨の為替相場が円安方向に進んだ場合には当ファンドの基準価額が上昇する要因となり、円高方向に進んだ場合には下落する要因となります。

ニ．信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体の倒産、財務状況又は信用状況の悪化、債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

当ファンドが実質的に保有する有価証券等の発行体にこうした状況が発生または予想される場合には、その影響を受け、基準価額が下落する要因となります。

ホ．流動性リスク

大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

留意事項

- イ．当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ロ．投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。
- ハ．分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ニ．取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受け付けた解約請求の受付を取り消すことがあります。

投資リスクに対する管理体制

- イ．投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、投資方針の決定を行います。
- ロ．コンプライアンス部は、信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人投資信託協会諸規則、社内規程および投資信託約款等（以下「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。
- ハ．運用評価委員会においてファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。
- ニ．流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。また、取締役会等において、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

参考情報

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績がないため、当ファンドの騰落率はありません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

●代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み) 株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社が算出・公表する、日本の株式を対象とした指数で、配当を考慮したものです。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の主要先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。
日本国債	NOMURA-BPI国債 野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する指数で、国内で発行された公募固定利付国債を対象としています。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) FTSE Fixed Income LLCが開発した指数で、日本を除く世界の主要国の国債を対象としています。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース) J.P. Morgan Securities LLCが算出・公表する指数で、世界の新興国が発行する現地通貨建て国債を対象としています。

※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

※上記各指数に関する知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。また、上記各指数の発行者および許諾者は、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料はありません。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額およびその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.528%（税抜0.48%）を乗じて得た額とします。

1万口当たりの信託報酬： 運用期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」および「受託会社」の間で次のように配分します。

支払先	配分（税抜）	役務の内容
委託会社	0.30%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
販売会社	0.15%	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価
受託会社	0.03%	信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

前記の他に投資対象とする投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。投資対象ファンドの純資産総額に対して、次に掲げる率を乗じて得た金額となります。

	信託報酬率
債券重視型	最大年率0.10945%（税込）程度 （最大年率0.0995%（税抜）程度）
株式重視型	最大年率0.09405%（税込）程度 （最大年率0.0855%（税抜）程度）

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、ファンドの純資産総額に対して、次に掲げる率を乗じて得た金額となります。

	信託報酬率
債券重視型	最大年率0.63745%（税込）程度 （最大年率0.5795%（税抜）程度）
株式重視型	最大年率0.62205%（税込）程度 （最大年率0.5655%（税抜）程度）

ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託報酬率を合わせたものです。この値はあくまでも目安であり、実際の組入状況により変動します。

信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

(4)【その他の手数料等】

ファンドの組入有価証券の売買委託手数料、先物・オプション取引等の売買委託手数料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額を消費税等に相当する金額とともに、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。本項の方法により得た額が、監査に要する費用の額に満たない場合には、委託会社が差額を負担します。

ファンドの信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立て替えた立替金の利息は、原則として受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産留保額はありません。

上記以外にも投資対象ファンドにおいては、その他の費用・手数料・監査費用・信託財産留保額等が別途かかる場合があります。

上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況、保有期間等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。

個人受益者に対する課税

イ．収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ロ．一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等にかかる譲渡益との損益通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」および「つみたて投資枠（特定累積投資勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。ただし、複数の販売会社でファンドを買い付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。

また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買い付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買い付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

その他

イ．益金不算入制度、配当控除の適用はありません。（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

- . 買取請求による換金の場合の課税上の取扱いおよび損益通算等につきましては、取得申込を取り扱った販売会社にお問い合わせください。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記の内容は2025年9月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には変更になることがあります。

◆ (参考情報)ファンドの総経費率

有価証券届出書提出日現在、運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。

5【運用状況】

ファンドは2025年12月23日から運用を開始する為、2025年12月3日現在、記載すべき事項はありません。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

参考情報

2025年9月30日現在

基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

分配の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

年間収益率の推移

有価証券届出書提出日現在、当ファンドの運用実績はありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」がありますが、お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時30分までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得のお申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

（２）申込価額

お申込価額（発行価格）は、当初申込期間中は受益権１口当たり１円とし、継続申込期間中は取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示することがあります。

申込代金は、１口当たりのお申込価額に申込口数を乗じて得た金額とします。

（３）申込手数料

申込手数料はありません。

（４）申込単位

お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

取扱いコースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、１口単位となります。

（５）払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに買付代金を販売会社に支払うものとし、各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払い込まれます。

（６）照会先

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

2【換金（解約）手続等】

（1）換金（解約）手続き

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって換金（解約）の請求をすることができます。受益者が換金の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、換金の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。換金のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後3時30分までに換金の請求が行われ、かつ、換金の受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止すること、およびすでに受け付けた換金の請求を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できません。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受け付けたものとします。

（2）換金価額

換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（3）換金手数料

換金手数料はありません。

（4）換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金請求受付日より起算して7営業日目から販売会社において支払います。

(5) 照会先

換金価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

< 受付時間 > 営業日の午前 9 時 ~ 午後 5 時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

基準価額は、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。

ファンドの主な投資対象の評価方法

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

公社債等の評価

原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、第一種金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において計算されます。

基準価額に関する照会方法等

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社または委託会社で確認してください。

委託会社の略称：中銀アセット

各ファンドの略称：

ちゅうぎん4資産バランスファンド<債券重視型>：「4資産債券」

ちゅうぎん4資産バランスファンド<株式重視型>：「4資産株式」

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は、2025年12月23日から無期限とします。ただし、信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。

(4) 【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年9月18日から翌年9月17日までとします。(第1計算期間は、2025年12月23日から2026年9月17日までとします。)

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約(繰上償還)

- イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより受益権口数が10億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ロ. 委託会社は、イの事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
 - ハ. ロの書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 二. ロの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。

ホ．口から二までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって口から二までの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

信託契約に関する監督官庁の命令

- イ．委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定に従います。

委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- イ．委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ．イの規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたこと、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申し立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定に従い、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとしします。
- ロ．委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は、この信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとしします。
 - ロ．委託会社は、イの事項(イの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、イの併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- 八．口の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

- ニ．口の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．口からホまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．イからへまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合であっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投信託契約の解約(繰上償還)または重大な信託約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

この信託の受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

運用報告書の交付

委託会社は、決算時および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.chugin-am.jp/>

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.chugin-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

関係法人との契約の更改等に関する手続等

イ．販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱いに関する契約(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。)」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社または販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

ロ．変更内容の開示

販売会社との契約または信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

(1) ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。
受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(2) 収益分配金に対する請求権

受益者は、この信託にかかる収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。

受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、この信託にかかる償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、償還日(償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。

受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。)にお支払いします。

(4) 換金にかかる権利

受益者は、委託会社に対して、換金(解約)請求を行う権利を有します。

(5) 書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

ファンドは2025年12月23日から運用を開始する為、2025年12月3日現在、記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの監査は、有限責任 あずさ監査法人が行います。

1【財務諸表】

(1)【貸借対照表】

該当事項はありません。

(2)【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

(3)【注記表】

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称および住所並びに手数料

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 受益権について

この信託の受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消しされた場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

5 受益権の譲渡および譲渡制限等

受益権の譲渡

イ．受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

ロ．イの申請のある場合には、イの振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、イの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

ハ．委託会社は、イの振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

投資環境分析会議および市場分析会議は、運用部長を議長として原則月1回開催し、それぞれにおいて経済・社会・金融・国際情勢等の投資環境分析、株式市場等のマーケット分析を行います。

運用評価委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用成果の評価・分析および運用リスクの評価を行います。

投資政策委員会は、運用部長を委員長として原則月1回開催し、上記会議の評価・分析内容等を踏まえ、運用対象とする有価証券の種類・銘柄、有価証券にかかる投資対象業種別期待収益率、投資対象国別の通貨・株式・債券等の投資価値等の評価・検討を行い、投資方針を決定します。

業務管理委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用にかかるリスクの管理、コンプライアンスにかかる事項の検証を行うことで、運用の意思決定に対する牽制機能としての役割を担っています。

マネジメント会議は、社長または社長が指名する常勤取締役を議長として必要により随時開催し、投資信託の運営にかかる事項（商品組成・投資信託約款・分配金・償還等）の審議・決定を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2025年9月末日現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託21本、純資産総額は938億円です。（親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当事業年度 (2025年 3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1,544,049	1,601,378
前払費用	2,405	1,836
未収委託者報酬	179,749	197,427
未収収益	-	794
仮払金	99	23
その他	0	43
流動資産合計	1,726,304	1,801,504
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	266	213
器具備品(純額)	2,708	1,549
有形固定資産合計	1 2,975	1 1,763
無形固定資産		
電話加入権	466	466
無形固定資産合計	466	466
投資その他の資産		
投資有価証券	9,974	9,991
長期差入保証金	7,714	7,714
繰延税金資産	11,093	11,791
投資その他の資産合計	28,781	29,496
固定資産合計	32,223	31,726
資産合計	1,758,528	1,833,230

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	940	629
未払金	60,001	65,390
未払手数料	50,680	55,715
その他未払金	9,320	9,674
未払費用	3,752	3,233
未払法人税等	53,551	35,561
未払消費税等	11,420	16,830
契約負債	29,956	14,978
賞与引当金	12,029	9,968
役員賞与引当金	1,798	1,870
流動負債合計	173,450	148,462
固定負債		
退職給付引当金	11,737	13,760
役員退職慰労引当金	3,998	4,808
固定負債合計	15,735	18,568
負債合計	189,185	167,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金	30,000	30,000
その他利益剰余金	2,004,070	2,100,915
繰越利益剰余金	2,004,070	2,100,915
利益剰余金合計	2,034,070	2,130,915
自己株式	584,709	584,709
株主資本合計	1,569,361	1,666,205
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	18	6
評価・換算差額等合計	18	6
純資産合計	1,569,343	1,666,199
負債純資産合計	1,758,528	1,833,230

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		593,455		714,105
運用受託報酬		36,403		37,657
投資助言報酬		1,700		1,700
その他営業収益		19,722		19,100
営業収益計	1	651,282	1	772,562
営業費用				
支払手数料		170,658		206,990
広告宣伝費		4,523		5,371
調査費		75,780		84,752
調査費		75,780		84,752
営業雑経費		10,564		10,752
通信費		1,144		1,232
印刷費		7,924		7,975
協会費		1,284		1,339
諸会費		210		205
営業費用計		261,526		307,867
一般管理費				
給料		173,071		204,205
役員報酬		14,172		15,856
給料・手当		91,530		113,117
賞与		28,813		34,839
賞与引当金繰入額		12,029		9,968
役員賞与引当金繰入額		2,407		2,249
法定福利費		23,638		27,633
その他の福利厚生費		480		541
交際費		352		353
旅費交通費		3,880		4,988
租税公課		4,700		5,592
不動産賃借料		8,264		8,264
退職給付費用		2,527		2,711
役員退職慰労引当金繰入額		810		810
固定資産減価償却費		2,141		1,652
諸経費		28,256		23,984

一般管理費計	2	224,004	2	252,561
営業利益		165,752		212,132
営業外収益				
受取利息		24		958
雑益		192		83
営業外収益計		216		1,042
営業外費用				
雑損		2		3
営業外費用計		2		3
経常利益		165,966		213,172
税引前当期純利益		165,966		213,172
法人税、住民税及び事業税		53,877		59,881
法人税等調整額		2,210		703
法人税等合計		51,667		59,178
当期純利益		114,299		153,993

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					自己株式	株主資本 合計	評価・換 算差額等 その他 有価証 券評価 差額金	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計				
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金						
当期首残高	120,000	30,000	1,889,771	1,919,771	584,709	1,455,061	15	1,455,046	
当期変動額									
当期純利益			114,299	114,299		114,299		114,299	
株主資本以外の 項目の 当期変動額(純 額)							2	2	
当期変動額合計	-	-	114,299	114,299	-	114,299	2	114,297	
当期末残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343	

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本					自己株式	株主資本 合計	評価・換 算差額等 その他 有価証 券評価 差額金	純資産合計
	資本金	利益剰余金			利益 剰余金 合計				
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金						
当期首残高	120,000	30,000	2,004,070	2,034,070	584,709	1,569,361	18	1,569,343	
当期変動額									
剰余金の配当			57,148	57,148		57,148		57,148	
当期純利益			153,993	153,993		153,993		153,993	
株主資本以外の 項目の 当期変動額(純 額)							11	11	
当期変動額合計	-	-	96,844	96,844	-	96,844	11	96,856	
当期末残高	120,000	30,000	2,100,915	2,130,915	584,709	1,666,205	6	1,666,199	

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

2．固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

器具備品 4～20年

3．引当金の計上基準

（1）賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

（2）役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

（3）退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

委託者報酬

委託者報酬は当社が運用するファンドに係る信託報酬で、ファンドの日々の純財産総額に一定率を乗じて算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

運用受託報酬

運用受託報酬は当社が請け負う投資一任契約に係る報酬で、顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

投資助言報酬

投資助言報酬は投資顧問契約に基づき、助言を行うことに係る報酬で、顧客との契約で定める投資顧問報酬額、計算期間により算出された報酬金額を、役務を提供し、かつ当該金額が明らかになったときに計上しております。

（未適用の会計基準等）

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	57,148	47,624	2024年3月31日	2024年6月28日

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	-	-	2,400
合計	2,400	-	-	2,400
自己株式				
普通株式	1,200	-	-	1,200
合計	1,200	-	-	1,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	57,148	47,624	2024年3月31日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	76,995	64,163	2025年3月31日	2025年6月30日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	9,974	9,974	-
資産計	9,974	9,974	-

*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」「未払法人税等」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
投資有価証券			
その他有価証券	9,991	9,991	-
資産計	9,991	9,991	-

*「預金」「未収委託者報酬」「未払手数料」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,544,049	-	-	-
未収委託者報酬	179,749	-	-	-
合計	1,723,799	-	-	-

当事業年度（2025年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	1,601,378	-	-	-
未収委託者報酬	197,427	-	-	-
合計	1,798,805	-	-	-

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年3月31日）

区分	時 価 (千円)			合 計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	9,974	-	9,974
合 計	-	9,974	-	9,974

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

当事業年度(2025年3月31日)

区分	時 価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
投資有価証券 その他有価証券 投資信託	-	9,991	-	9,991
合 計	-	9,991	-	9,991

(注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

当社が保有している投資信託は、基準価額を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,974	10,000	25
合 計	9,974	10,000	25

当事業年度(2025年3月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,991	10,000	8
合 計	9,991	10,000	8

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	10,613千円	11,737千円
退職給付費用	1,880	2,023
退職給付の支払額	756	-
退職給付引当金の期末残高	11,737	13,760

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	11,737千円	13,760千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,737	13,760
退職給付引当金	11,737	13,760
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	11,737	13,760

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用（注） 前事業年度2,527千円 当事業年度2,711千円

（注）出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	3,579千円	4,320千円
賞与引当金	3,668	3,040
未払事業税等	1,766	2,213
減価償却費	125	-
未払事業所税	159	184
その他	1,792	2,032
繰延税金資産合計	11,093	11,791

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
法定実効税率	- %	30.5 %
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	-	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	-	0.0
住民税均等割	-	0.1
評価性引当額の増減額	-	0.0
税額控除	-	2.8
その他	-	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	27.8

* 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	593,455 千円	714,105 千円
運用受託報酬	36,403	37,657
投資助言報酬	1,700	1,700
その他	19,722	19,100
顧客との契約から生じる収益	651,282	772,562

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針4.収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	154,848	179,749
契約負債	29,958	29,956

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,958千円であります。

(単位：千円)

	当事業年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	179,749	198,221

契約負債	29,956	14,978
------	--------	--------

契約負債は、投資一任契約に基づく運用受託報酬として、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当事業年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、29,956千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、当初に予定される契約期間が1年以内であるため、残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区	15,149	銀行業	-	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 投資助言 役員の兼任 賃借契約	投資一任の受託 投信の販売委託 コンサルタント業務の提供 投資助言サービスの提供 保証金の差入	28,002 38,929 19,722 500 -	契約負債 未払手数料 - - 長期差入保証金	29,956 12,310 - - 7,604
同一の親会社を持つ会社	中銀証券㈱	岡山県岡山市北区	2,000	第一種金融商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	78,067	未払手数料	20,610

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の 名称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)	
同一の 親会社を 持つ会社	㈱中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	-		投資一任契約	投資一任の受託	28,830	契約負債	14,978
							投信の販売委託	投信の販売委託	40,216	未払手数料	11,717
							コンサルタント	コンサルタント業務の提供	19,100	-	-
							投資助言	投資助言サービスの提供	500	-	-
							役員の兼任 賃借契約	保証金の差入	-	長期差入保証金	7,604
同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券㈱	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信の販売委託	93,032	未払手数料	22,348	

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投資一任の受託に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。
投信の販売委託に関しては、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
コンサルタント業務の提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。
投資助言サービスの提供に関しては、一般の取引条件を基に、両者協議の上、合理的に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)ちゅうぎんフィナンシャルグループ(東京証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	1,307,785円86銭	1,388,499円68銭
1株当たり当期純利益金額	95,249円23銭	128,327円93銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益(千円)	114,299	153,993
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	114,299	153,993
普通株式の期中平均株式数(株)	1,200	1,200

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額

2025年9月末現在、324,279百万円

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額（百万円） 2025年9月末現在	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社は、主に以下の業務を行います。

信託財産の保管、管理および計算

委託会社の指図に基づく信託財産の処分

(2) 販売会社は、主に以下の業務を行います。

受益権の募集の取扱い

収益分配金の再投資

収益分配金、償還金および解約金の支払いの取扱い

投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い

解約請求の受付、買取請求の受付・実行

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称することがあります。
- 2 目論見書の表紙または表紙裏に、以下を記載することがあります。
 - （1）目論見書の使用開始日
 - （2）ファンドの基本的性格等
 - （3）委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日
 - （4）委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページのアドレス
 - （5）図案、キャッチコピー、委託会社のロゴマーク等
- 3 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - （1）金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - （2）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （3）ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社または委託会社のホームページにおいて閲覧できるほか、投資者の請求により販売会社から交付される旨
 - （4）投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されている旨
 - （5）有価証券届出書の効力発生および効力発生の有無について委託会社への照会先にて確認できる旨
 - （6）ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - （7）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （8）販売会社に請求目論見書を請求した場合にはその旨を自身で記録しておくべき旨
 - （9）ファンドの販売会社および基準価額等について委託会社の照会先にて問い合わせができる旨
 - （10）ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただきたい旨
- 4 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月30日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 武士 雄太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。